

雲南市ウィークリースタンス実施要領

1. 目 的

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が受発注者共通の責務となっている。

また、「働き方改革関連法」が施行され、労働基準法の改正により測量、地質調査、土木・建築コンサルタントなどの業種においては、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことから、長時間労働の抑制は受発注者が共に取り組むべき課題となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行することで設計成果の品質を確保するとともに、ワークライフバランスを推進することにより、担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

2. 対象業務

雲南市が発注する測量業務、土木・建築コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務とする。

ただし、災害に関する業務等、緊急を要する業務を除く。

3. 取組内容

受発注者が取り組む内容は次のとおりとし、双方、業務の進捗に差し支えない範囲で取り組むものとする。

- (1) 月曜日など休日明けを依頼の期限日としない
- (2) 水曜日（ノー残業デー）は定時に退社・退庁する
- (3) 金曜日など休日前に依頼をしない
- (4) 定時間際や勤務時間外に依頼をしない
- (5) 勤務時間外に打合せをしない
- (6) 作業期間を確保した期限日を設定する
- (7) ワンデーレスポンスに努める
- (8) 前各号のほか、受発注者間で協議した業務環境改善に関する取組

4. 取組方法

- (1) 初回打合せ時に、本取り組みの目的及び内容を説明し取組目標を確認する。
- (2) 確認した内容は打合せ簿に整理し、受発注者間で共有する。

附 則 この要領は令和5年4月1日から施行する。